

# 運転適性指導員実務実習実施要領の制定について

(平成15年4月1日例規運免第21号)

みだしのことについて、運転適性指導員の行う取消処分者講習(以下「講習」という。)の実効性の確保を図るため、別添のとおり「運転適性指導員実務実習実施要領」を定めたので通達する。

別添

## 運転適性指導員実務実習実施要領

### 1 趣旨

この要領は、指定講習機関が行う取消処分者講習の実施に関する規程(平成15年県公委規程第1号。以下「規程」という。)第20条の規定に基づき、規程第18条に規定する実務実習の実施に関し必要な細目的事項を定めるものとする。

### 2 実施場所

実務実習は、交通部運転免許課(以下「免許課」という。)において行うものとする。

### 3 指導体制

- (1) 実務実習を実施するに当たって、免許課に実務実習責任者及び実務実習指導官を置くものとする。
- (2) 実務実習責任者は、原則として免許課に勤務する警部又はこれと同等の職格にある警察行政職員の中から交通部運転免許課長(以下「課長」という。)が指名する者をもって充て、実務実習指導官を指揮し実務実習を総括するものとする。
- (3) 実務実習指導官は、取消処分者講習の実施に関する規程(平成2年県公委規程第9号)第3条第3項の講習指導員の中から課長が指名する者をもって充て、実務実習全般について実務実習責任者の指揮を受け、実習生の指導に当たるものとする。

### 4 実務実習の計画的実施基準

実務実習は、公安委員会における講習の実施現場の観察学習、講習補助等を行う研修を基本とし、取消処分者講習に係る実務実習実施基準(別表)に準拠した科目、内容及び時間を定めて計画的に実施するものとする。

### 5 実施方法等

#### (1) 実施の通知

規程第18条第3項に規定する管理者への実施の通知は、取消処分者講習に係る実務実習通知書(様式第1号)に、同条第6項に規定する管理者への実施の通知にあつては、取消処分者講習に係る実務実習通知書(様式第1号の2)により行うものとする。

なお、規程第18条第2項第4号に規定する管理者からの申出があつたときは、その理由を聴取した上で、当該申出に係る者に対する実務実習の必要性を判断するものとする。

#### (2) 実習期間

原則として、講義等1日及び研修6日(2日間(13時間)の研修を3回実施)の7日間とする。

### 6 実施上の留意事項

#### (1) 実務実習指導官の指示

実務実習指導官は、実習生に対して明確な指示を行い、その指示に従って行動させるも

のとする。

なお、実習生に講習の補助を行わせる場合は、事前に、補助する科目の内容、補助の範囲等について十分な説明を行うものとする。

(2) 実習生による講習の実践

講習の補助の一環として、実務実習指導官の判断により、実習生に講習を実践させることができるものとするが、この場合においては、必ず実務実習指導官が実習生の近くで指導しながら行うものとする。

(3) 実習生の服装

実習生は、運転適性指導員としてふさわしい服装で、公安委員会又は県警察の名前が表示されていないものを着用するものとする。

(4) 受講者への配慮

実務実習は、受講者への特別の負担、講習進行への支障等がないよう配慮して実施するものとする。

7 実施結果の通知

(1) 規程第18条第5項の規定による管理者への実施結果の通知は、取消処分者講習に係る実務実習結果報告書（様式第2号）により行うものとする。

(2) 前記(1)の実務実習結果は、実務実習責任者が実務実習指導官の意見を参考として作成するものとする。

8 再実務実習又は補充教養の実施

課長は、取消処分者講習に係る実務実習結果通知書の理解度又は指導力の欄に「E（要指導）」がある場合は、指定講習機関の管理者と協議した上で、規程第18条第5項の再実務実習又は補充教養を実施するものとする。